



全日三重

Vol-336
2020.3.23

公益社団法人 全日本不動産協会三重県本部
〒510-0087 四日市市西新地 12 番 6-2 号

TEL 059-351-1822 FAX 059-351-1833
<https://mie.zennichi.or.jp/>

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例 ～令和2年4月1日施行～

三重県環境生活部

三重県では、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、無秩序な土砂等の埋立て等による災害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立ての規制に関する条例」が令和2年4月1日から施行されます。

これにより、有害物質で汚染された土砂等の埋立て等の禁止や3,000㎡以上かつ高さが1mを超える土砂等の埋立て等を行う場合の許可制度など、新たな規制が行われます。

詳細は、県Webサイト (<http://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/p0039200018.htm>) をご覧ください。

四日市市立地適正化計画の策定について

四日市市では、「四日市市立地適正化計画」が令和2年3月31日に公表される予定です。

具体的には、市街化区域内において「居住誘導区域」及び「都市機能誘導区域」を定めるとともに「誘導施設（都市機能誘導区域に誘導すべき都市機能）」などを定めます。

令和2年3月31日以降は、下記の行為等を行おうとする場合、行為着手または休廃止する日の30日前までに市への届け出が必要となります。

- 居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発や建築等行為
- 都市機能誘導区域外における誘導施設の開発や建築等行為
- 都市機能誘導区域内における誘導施設の休止または廃止

詳細については、下記四日市市ホームページに掲載されています。

<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1577231526288/index.html>

愛知県住宅供給公社 分譲宅地のあっせん依頼について

令和2年3月13日、愛知県住宅供給公社と「分譲宅地のあっせんに関する協定書」を締結いたしました。

今般、下記物件のあっせん依頼がありましたので、お知らせいたします。 あっせんを希望される場合は、協定書に基づき、「分譲宅地譲受申込書」をご提出いただきますので、事務局までご連絡ください。

なお、あっせんに係る報酬は分譲宅地の譲渡価額の100分の3+消費税です。また、業者は申込者に対しては一切の金員を請求できませんのでご注意ください。

団地名	所在地	宅地数	譲渡価額(万円)	宅地面積(㎡)
シーサイド吉良	西尾市吉良町吉田東中浜地内	8	657~787	199.90~216.05
シーサイド田原光崎	田原市光崎地内	1	676	205.35

※物件概要は愛知県住宅供給公社ホームページ(<https://www.aichi-kousha.or.jp/sale/>)をご覧ください。

※先着順受付をしていますので、申込済みとなる場合があります。



新入会員のご紹介

(有)バーナル
代表者 高橋 裕和
R2.2.20入会 知事(1)3592
伊勢市船江一丁目5番2号
TEL 0596-22-1177

(株)スターホーム
代表者 田中 新一
R2.2.20入会 知事(1)3590
亀山市天神四丁目2番26号
TEL 0595-97-3385

お一人お一人のライフスタイルに合ったオーダーメイド新築住宅やリノベーション中古住宅により、お客様に快適な暮らしを提供したい、それが弊社の願いです。住宅用地や中古戸建ての情報提供をいただけますと幸いです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

「全日三重」は当県本部HPにも掲載しておりますのでご覧ください。